

令和元年度（平成31年度）第11回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年2月25日(火) 午後4時00分～午後4時45分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	3	岡添 蔦代		4	孝野 覚也	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	高平 幸和		推進委員	中西 一夫	
	推進委員	山本 哲也				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の承認について</p>					

令和元年度(平成 31 年度)第 11 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 11 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 3 番、岡添 蔦代委員と 4 番、孝野 覚也委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 3 番、城辺甲 3617 番 1、地目・面積は田・127 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 4 番、城辺甲 3419 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・400 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3 番お願い致します。</p>

事務局	<p>3・4 番とも申請人は一緒の方です。場所は不老池に行く谷にある道路沿いのところ。実はすでに、家が建っておる状況です。先ほどの説明にありました通り、農地としては使う見込みはないと判断できる土地です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>図面の 3617-7 は何？</p>
事務局	<p>以前は水路用地でしたが、払い下げを受けて、現在は宅地になっております。</p>
委員	<p>3618 は？</p>
事務局	<p>かなり以前から家が建っていたようです。それにつきましては、始末書も出ています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、3・4 番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 36 番、御荘長月 3416 番 2、地目・面積は田・35 m²でございます。転用目的は進入路・駐車場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「既存の施設の拡張」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>受付番号 37 番、増田 408 番 2、地目・面積は田・1,161 m²のうち 691 m²で</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>ございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。こちらは、12月に農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請で承認いただいた案件でございます。計画変更の承認と併せて、第5条の許可が必要となりますので、今回、申請が出されております。</p> <p>受付番号38番、広見2152番、地目・面積は畑・429㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。以上3件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席のため、事務局よりご報告を受けたいと思います。36番お願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>場所といたしましては、広域農道から長月川沿いの細い道を進んでいったお宮の下です。平成21年に住宅を建築する計画で、農地法5条の申請をしていましたが、去年の4月に住宅が立ち上がりました。その後駐車場を整備していた中で、今回の申請地も駐車場の一部として利用したいということで、出来上がっているので、始末書のほうも出ております。駐車場兼進入路としての申請が上がってきております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>補足です。譲渡人が、庭木の仕事をして石を置いていた関係で、自由に使っていていいと言っていた。譲受人が家を建てた際に、申請地も取り込んでしまったらしく、今回の所有権移転という申請が出てきました。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに</p>

	<p>決定を致しました。</p> <p>37 番お願い致します。</p>
委員	<p>太陽光のパネルの配置の地盤が弱いということで、以前の申請をやりなおした分の申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>38 番お願い致します。</p>
委員	<p>コンビニを曲がり、しばらく行った左手の場所です。緩やかな傾斜の申請地に、譲受人である息子さんが家を建てるということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致</p>

します。

受付番号 152 番は再設定で、僧都 408 番 1、地目・面積は田・616 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 153 番は再設定で、僧都 1434 番 1、地目・面積は田・756 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 154 番は再設定で、緑乙 231 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・811 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 155 番は再設定で、緑乙 233 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・5,540 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 156 番は再設定で、緑乙 237 番、地目・面積は田・530 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 157 番は再設定で、緑乙 239 番 3 外 3 筆、地目・面積は田・4,711 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 158 番は再設定で、緑乙 672 番、地目・面積は田・1,139 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 159 番は再設定で、緑乙 682 番、地目・面積は田・1,744 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 160 番は再設定で、緑乙 1313 番、地目・面積は田・837 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 161 番は再設定で、緑乙 1314 番、地目・面積は田・2,033 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 162 番は再設定で、緑乙 1352 番、地目・面積は田・1,982 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 163 番は再設定で、緑乙 1472 番外 1 筆、地目・面積は田・1,846 m²・畑 270 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 164 番は再設定で、緑乙 3332 番外 1 筆、地目・面積は田・3,978 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 165 番は再設定で、緑乙 3338 番外 1 筆、地目・面積は田・5,006 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 166 番は再設定で、緑乙 3384 番外 1 筆、地目・面積は田・3,428 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 167 番は新規で、御荘長月 731 番外 1 筆、地目・面積は畑・465 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 2 年でございます。

受付番号 168 番は新規で、広見 1533 番 1、地目・面積は田・2,131 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

	<p>受付番号 169 番は新規で、増田 2780 番、地目・面積は田・1,734 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 170 番は新規で、広見 1537 番外 6 筆、地目・面積は田・8,772 m²のうち 8,569 m²、賃貸借で生産物は水稻・葉タバコ、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 171 番は新規で、中川 261 番、地目・面積は田・682 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 172 番は新規で、中川 260 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,403 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 173 番は新規で、正木 1120 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・5,543 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 174 番は新規で、小山 806 番、地目・面積は田・2,902 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 175 番は新規で、広見 629 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・4,608 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 176 番は再設定で、緑乙 706 番、地目・面積は田・2,295 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>以上 25 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、ご説明させていただきます。ご承知の通り、農</p>

	<p>地法第3条第2項第5号に規定する下限面積50aにつきまして、一定条件を満たす区域においては、農業委員会がこれに代わるべき別段の面積を設定できることとなっておりますので、下記の通り提案するものでございます。内容につきましては、旧内海村、旧南内海村、旧東外海村、旧西海町の地域を20a、その他の地域を30aとしておりまして、令和2年4月1日から適用したいと考えております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
事務局	<p>今の議案第4号ですが、今後の周知方法ですが、令和2年4月1日から適用ということで、早めにホームページで公表をしたいと思っています。町のホームページと、農林課のホームページがありますので、そちらに載せたいと思っています。広報につきましては4月号には間に合いませんので、5月号になると思います。前回の農業委員会で、空き家について1aというかたちで農地を付けられないかという話があったら、協議すべきではないかということでした。愛媛県の中で空き家に付属した農地としては、農業委員会が指定した農地、また、町の空き家バンクに付帯した農地ですね。空き家バンクというかたちは企画財政課が持っていますので、企画財政課と協議をしながら、ご報告させていただきたいと思います。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 孝野 覚也

議事録署名人 岡添 篤代